

保育園入園手続のご案内

[認定こども園(保育園部)・事業所内保育施設を含む。]

令和8年度

目次

「子ども・子育て支援新制度」での入園手続について	1
保育の必要性の認定基準	2
新規入園申請に必要な書類	3
手続から入園まで	5
入園申請についての注意事項	7
特別保育	8
保育料	9
申請書類の記入上の注意	11
保育施設等一覧	15

お問い合わせ先

射水市役所子育て支援課

〒939-0294 射水市新開発410番地1
電話:0766-51-6629 FAX:0766-51-6660
E-mail:kosodate@city.imizu.lg.jp

保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受けることができるのは、両親（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事由に該当する場合です。

保育の必要な事由		保育必要量
1 就 労	就労時間が月120時間以上 就労時間が月48時間以上120時間未満（就業時間により要相談） を常態とすること。	標準時間認定 短時間認定 （就労状況による）
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 （産前2か月、産後3か月（出産月を含む。））	標準時間認定 （標・短選択可）
3 疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を 有していること。	標準時間認定 （標・短選択可）
4 介 護 等	同居の親族（長期入院している親族及び児童の兄弟姉妹を含む。） を常時介護又は看護していること。	標準時間認定 （標・短選択可） （介護の度合による）
5 求 職 活 動	求職活動（起業の準備及び派遣者で就労先が未定の場合を含む。） を継続的に行っていること。（就労予定であること）	短時間認定
6 就 学	次のいずれかに該当すること。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条 に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに 準ずる教育施設に在学していること。 （2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する 公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規 定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若し くは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23 年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受 けていること。	就労の区分と同様 （所要時間による）
7 育 児 休 業（継続園児のみ適用）	育児休業を取得する場合であって、育児休 業にかかる乳幼児以外の児童（兄・姉）が既に保育園等を利用しており、育児休 業中に保育園等を引き続き利用することが必要であると認められること。	短時間認定
8 児童虐待・DV	次のいずれかに該当すること。 （1）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 （2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律 第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保 育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。	標準時間認定 （標・短選択可）
9 災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。	実態により認定
10 そ の 他	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認め る事由に該当すること。	実態により認定

「新規入園申請」及び「転園申請」に必要な書類

すべての方に提出していただく書類

- 1 「施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書」
- 2 マイナンバー申告書（新規入園申請）
- 3 入園希望児童の母子健康手帳
- 4 保育の必要性の事由を確認するための書類

保育の必要性		必要書類	注意事項
就 労	家庭外就労	①就労証明書（事業主が記入）	就労予定・復帰予定で提出された方は就労後給与支給明細書等の写しの提出が必要です。
	自営業・内職の就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②確定申告書（写）や（自営事業所の）領収書等自営が分かるものを添付	自営手伝等で給金の発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。
	農業就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②農業所得が記載されている確定申告書（写）等	農業手伝等で給金が発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。
妊 娠 ・ 出 産		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の分かるページ）	産前2か月、産後3か月（出産月を含む。）が保育の実施期間です。新規入園の場合、期間終了後に育休取得又は求職中での理由で入園継続はできません。就労で申請された場合であっても入園月が産前産後期間と判明すれば同様に産後で退園となります。
疾病障害	疾 病	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書（医師の診断）	診断書には、症状や治療見込及び療養に必要な期間の明記が必要です。場合によっては診断書の再提出や入園期間を限定する場合があります。
	障 害	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書等	障害者手帳をお持ちの方は診断書の代わりとなります（手帳の写し不要）。
介 護 等		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②介護保険証（写）と介護計画書又は診断書	同居親族で常時介護又は看護が必要な場合
求 職 活 動 （起業準備） （派遣就労先未定）		①求職活動利用誓約書	申請後に就労内定が決まった場合は、就労として再度届出が必要です。また、入園して3か月以内に就労の確認ができない場合退園となります。
就 学		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②在学証明書又は学生証の写し ③就学の期間・日数・時間が分かる資料	就学の期間が入園可能な期間となります。1年ごとの申請となるため、毎年在学証明書の提出が必要です。
育 児 休 業		①就労証明書（事業主が記入）又は辞令等	新規申請及び3歳未満児の転園申請はできません。
そ の 他		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②その事由を証明するもの	災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接子育て支援課にご相談ください。

ご家庭やお子さんの状況に応じて提出いただく書類

必要書類	状況	注意事項
在留カードの写し（両面）	保護者が外国籍である	※父母ともに外国籍の場合、両親分が必要です。 ※就労・求職活動を理由に利用申し込みを行う場合は、利用申込日時点で就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。
離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	保護者が離婚を前提に別居している	※書類が提出できない場合は、父母どちらのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性の事由を確認するための書類の提出が必要となります。
保育料軽減申請書	次のいずれかに該当 ・申請児童の就学前兄弟が射水市外の幼稚園又は特別支援学校等に在籍している。 ・生計を一にする申請児童の兄弟が、保護者と異なる住民基本台帳に記載されている。	※詳細は9ページ保育料の軽減の項目を参照ください。
収入と控除額がわかる書類	保護者が海外勤務や入国により、日本で課税されていない	※入園決定後、市から用紙を送付します。
育児休業の延長の許容に関する申出書	保護者が育児休業の延長を許容できる場合	※申出書の提出があった場合、利用調整において調整指数を大幅に減点しますが、利用調整の結果、入所可能な保育施設がある場合には利用内定となります。 ※提出にあたっては、申出書様式に記載のその他の注意点についても内容を必ずご確認ください。

※ 申請書を提出する前に、必ず申請書の写しをとって保管してください！

令和8年4月以降、保育園等に入れなかったことを理由にハローワークへ育児休業給付金の支給期間延長の手続きを行う際には、保育所等の利用申込書の写しの提出が必要となります。提出済の申請書の写しをとりたいとの申し出にはお答えすることができませんので、申請書を提出する前に必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。育児休業給付金についての詳細は、所管のハローワークへお問い合わせください。

※ 育児休業および給付金の延長を目的とした申請はできません！

保育所等に入所できなかった旨の通知（いわゆる不承諾通知）については、保育所等の入園申し込み後、入所ができなかったことをお知らせするものです。育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思が無いにもかかわらず、保育所等の入所を申し込むことはできません。また、育児休業および給付金の延長を目的とするいかなるご質問にもお答えできません。

手続から入園まで

1 申請

(1) 1次申請

対象者 令和8年4月入園希望者
令和8年5月以降の途中入園希望者（求職活動の事由は除く。）

	期 間	場 所
配布	令和7年10月1日(水)～24日(金)（土日祝日は除く。）	第1希望の保育園等
受付	令和7年10月27日(月)～31日(金) 8時30分～17時	第1希望の保育園等
	令和7年10月26日(日) 9時～17時	子育て支援課(要予約)

※射水市外の保育園等を希望される場合は、受付期間中に子育て支援課に申請してください。
※期限内に申請した方の申請内容の変更及び不足書類の追加提出は、令和7年11月28日(金)まで受け付けます。

(2) 2次申請 1次申請の利用調整後、空きのある保育園等で選考します。

電子申請

対象者 1次申請をされていない方で求職活動の事由以外の入園希望者
対象年齢は、後日ホームページでお知らせします。

	期 間	場 所
申請	令和8年1月9日(金)～2月6日(金)（土日祝日は除く。）	総務省ぴったりサービス
面接	令和8年1月9日(金)～2月6日(金)（土日祝日は除く。）	子育て支援課

(3) 随時申請 空きのある保育園等で選考します。

電子申請

対象者 1次・2次申請をされていない方

	期 間	場 所
申請	令和8年2月9日(月)～（土日祝日は除く。）	総務省ぴったりサービス
面接	入園希望月の前々月末日まで(末日が土日祝日の場合はその直前の平日)	子育て支援課

電子申請について

受付の完了には電子申請、添付書類の提出及び児童の面接が必要です。電子申請受付後、子育て支援課から児童の面接等について案内メールを送信します。添付書類の提出及び児童の面接をもって入園申請完了としますので、ご注意ください。

○総務省ぴったりサービス
<https://myna.go.jp>



手続きの検索・電子申請

① 市区町村を選択

富山県 射水市

② 検索条件を設定

カテゴリ > 子育て

③ 検索

この条件で検索

※2次申請及び随時申請を希望する方で、電子申請ができない場合は、書類での申請も受け付けます。
書類を希望する方は、申請期間中に子育て支援課まで取りにお越しください。

2 面接及び実態調査

申請の際に面接を行いますので、母子健康手帳を持参の上、児童同伴でお越しください。

令和8年6月以降の入園希望の方については、入園希望月の3か月前に子育て支援課から案内を送付し、面接を行います。

3 入園決定

「支給認定証」と「入所承諾書」を次の時期に郵送します。

(1) 令和8年4月入園（射水市内の保育園等）を申請した方

- ① 1次申請期間中に申請……………2月初旬発送（予定）

※求職活動の事由での申請者、育児休業延長の許容に関する申出書の提出のあった方については、②と同じ時期に入所決定します。

- ② 2次申請期間中に申請……………3月上旬発送（予定）

(2) 令和8年4月入園（射水市外の保育園等）を申請した方 ……2月下旬発送（予定）

(3) 令和8年5月以降の途中入園（射水市内の保育園等）を申請した方

- ① 1次又は2次申請期間中に申請……………入園月の前々月

- ② 随時申請で申請……………入園月の前月下旬

4 入園説明会

令和8年4月入園（射水市内の保育園等）の方は、各保育園等で実施します。日時は入所承諾書の郵送時に案内します。

それ以外の方は、入園の決定を受けた後、直接保育園等へお問い合わせください。

お住まいの市町村の外の保育所等の利用を希望する場合

1 射水市民の方で、市外の園の利用を希望する方

<input type="checkbox"/> 転 出	利用希望月の前月末までに入園を希望する保育園等のある市区町村へ転出する場合 → 保育園等のある市町村へ入園申請
<input type="checkbox"/> 広域委託	射水市からの転出予定がなく、射水市民として市外の園へ入園したい場合 → 射水市へ入園申請

2 射水市民でない方で、射水市内の園の利用を希望する方

<input type="checkbox"/> 転 入	利用希望月の前月末までに射水市へ転入予定がある場合 → 射水市へ入園申請 ※入園が内定した場合でも、利用希望月の前月末までに転入されない場合には、内定を取り消します。
<input type="checkbox"/> 広域受託	射水市への転入予定がない場合 → お住まいの市町村へ入園申請

— 広域利用についての注意点（広域委託・広域受託） —

- ・ 選考は保育園等のある市町村が行い、園等のある市町村の児童が優先で入園調整されます。
- ・ 住所のある市町村と保育園等のある市町村の保育園等を同時に申請することはできません。
- ・ 通常の要件のほか、保育園等のある市町村が定める要件（広域要件）を満たす必要があります。要件は市区町村により異なりますので申請前に必ずご相談ください。入園後でも広域要件を満たさないこととなった場合には退園となることがあります。
- ・ 自治体によっては入園決定は単年度単位となり、小学校入学前まで利用できるとは限りません。

入園申請についての注意事項

*必ずお読みください。□にチェックし確認してください。

保育園等の利用については、保育の必要性を申請書や添付書類を参考に審査します。申請書や添付書類等に間違いがないようご確認をお願いします。

射水市では、入園申請受付後に各施設の最新の状況をもとに入園の可否等を判断しており、入園可能な施設について事前公表しておりませんので、市や各施設にお問い合わせされてもお答えすることはできません。

1 新規申請

- 新規入園児童の保護者が育児休業中の場合は入園できません。育児休業からの復帰などの理由がある場合は、復帰日が月の1日～14日までの場合は、前月1日から、15日以降月末までの復帰日の場合は当月1日からの入園申請ができます。ただし、4月職場復帰の場合は1日～14日の復帰であっても前月3月の入園申請はできません。
- 1次申請時（10月）に就労中で、その後出産予定がある又は妊娠が確認できたなどで入園月において産前産後時期と重なる場合の認定事由は、「就労」ではなく「妊娠・出産」となり、認定期間は最大で産前2か月、産後3か月（出産月含む）となり、期間終了後、退園となります。（詳しくは3ページを参照してください）
- 新規入園児童の保護者が求職中で令和8年5月以降の入園を希望される場合は、随時申請（5ページ）をご利用ください。

2 住所要件

- 射水市の保育園等へ入園する場合は、入園月の前月中に射水市に住所を有する必要があります。市外保育園等通園中の児童の転入の場合、入園月の前月（2日～月末）に射水市に住所を異動してください。また、射水市から転出された場合、転出日の翌月から通園中の保育園等を利用できなくなりますので、転入転出の予定がある場合は早めに子育て支援課又は保育園等にご相談ください。

3 利用調整

- 利用希望者が保育園等の定員（各年齢）を上回る場合は、利用調整を行います。
- 利用調整に際しては、就労状況等を点数化し、保育園等ごとに点数と利用希望順位を踏まえ、原則点数の高い方から順に利用を決めます。ただし保護者の疾病等により優先利用が必要な場合は、保育の利用を必要とする度合いを総合的に判断します。
- 長期間利用待ちとなっていること及び申込みの順番は利用調整に関係ありません。なお、利用調整により希望保育園等に入所決定した場合は「入所承諾書」の発送をもって決定とします。
- 求職活動の事由での入園申請、育児休業の延長の許容に関する申出書の提出があった方については、1次申請期間中に申請された場合でも2次申請と同じ時期に利用調整・入園決定をします。
- 就労の有無は、保育園等の利用調整に大きく関わるものですので、就労等の変更や決定がありましたら、速やかに「就労証明書」等の再提出をお願いいたします。

4 利用できない場合

- 保育の必要性の認定基準に該当しない場合は、利用することができません。
- 認定申請時及び利用申込時の書類に不備があった場合は再提出をお願いします。改善がない場合、若しくは記載内容に虚偽があった場合は、保育園等を利用することができません。また、入園後に明らかになった場合は、退園していただくことがあります。

5 保育時間

- 保育園等を利用できる時間は、1ページ・2ページをご覧ください。
- 延長保育は保育園等によって利用時間等が異なりますので、15ページを参考にされ、詳しくは保育園等又は子育て支援課までお尋ねください。
- 土曜保育は、保育園等に利用申請が必要です。保育可能な土曜日は、家庭保育にご協力をお願いします。

6 その他

- 関係書類の提出については期限厳守をお願いします。
- 支給認定証、施設利用申込書兼教育・保育給付認定申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに保育園等又は子育て支援課へご連絡ください。

特別保育

- ※ 実施している保育園等は「保育施設等一覧」(15ページ)をご覧ください。
- ※ 各料金は、今後変更される場合があります。

延長保育

保育標準時間・保育短時間それぞれについて施設が定める利用時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

保育料階層区分が1階層または2階層の世帯であれば、延長保育料の減免制度があります。詳細は利用する施設にお問い合わせください。

【利用料金(公立園)】 保育短時間認定児童が7:00～8:30又は16:30～18:00に利用する場合は、それぞれ1回120円、18:00以降の利用については、1時間あたり120円
民間園では時間帯や金額が異なる場合があります。

一時預かり(一時保育)

都合により児童を家庭で保育できない場合、就学前までの児童を一時的にお預かりしています。希望される方は実施保育園等を保育施設等一覧で確認の上、直接保育園等へお問い合わせください。

【利用料金(公立園)】

	平日	土・日・祝日
1日	2,000円(昼食つき)	1日 3,000円
半日	1,000円(昼食なし)	半日 1,500円

【利用日数(公立園)】 月に12日以内

【保育時間(公立園)】 午前8時30分から午後4時30分まで

民間園では時間帯や金額が異なる場合があります。

休日保育

保育の必要な事由により日曜祝日も保育が必要な場合は、休日保育を利用することができます。

その場合、休日に勤務を要する証明書等の提出が必要です。なお、原則保護者が勤務を要しない平日にお休みしていただきます。

※ 休日保育を実施していない保育園等を利用している児童が利用を希望する場合は、休日保育を実施している園にお問い合わせください。

病児保育

射水市内の保育園等に通園中の児童(ただし、生後6か月以上児)、又は射水市民で市外の保育園等に通園している児童であって病気等で集団保育が困難な場合、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭で看病を行うことができない期間、児童を施設の専用スペースで一時的にお預かりします。利用にあたっては、かかりつけ医の「診療情報提供書(利用連絡書)」が必要です。希望する方は、実施する施設へ直接お問い合わせください。

【実施保育園】 射水おおぞら保育園

【利用料金】 1回2,000円(時間問わず)

【利用できる日と時間】 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時まで

【定員】 5名(病状によっては利用できない場合があります。)

【利用方法】 前日から受け付けます。

「利用申請書類」は実施園のホームページからダウンロードできます。

障がい児保育・医療的ケア児保育

園での医療的ケアが必要となる場合、本市のガイドラインに沿って受け入れを検討します。詳しくは子育て支援課へご相談ください。

保 育 料

保育料の算定（10ページの徴収基準額表を参照ください。）

- ・保育料は原則として、保護者（父母）の市町村民税額及び保育必要量の支給認定区分（標準時間・短時間）により算定します。ただし、入園児童の父母の所得金額の合計額が48万円以下であって、父母以外の者と同居（世帯分離を含む）している場合は、父母以外の者を家計の主宰者と認定し、算定の対象とする場合があります。
- ・4月から8月分は令和7年度、9月から3月分は令和8年度の市町村民税額で算定します。
- ・保育料決定通知書は、4月と9月に入園している保育園等から配布します。

保育料の変更

- ・途中で保護者や世帯の状況に変更が生じた場合、翌月から保育料が変更になる場合があります。
- ・市町村民税額の更正などが生じた場合は、確認された月の属する年度の4月に遡って保育料を変更し、既に納付された保育料との差額について、追徴又は還付します。

保育料の納入及び手続

■市内公立施設及び私立保育園

- ・市に口座振替で納入となります。入園決定時に保育料等口座振替依頼書を送付しますので提出してください。

○振替日

- ・毎月当月末（12月及び3月は25日）

- ・再振替日 翌月15日

振替日が金融機関の休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

○取扱金融機関（射水市外の支店でも取り扱いできます。）

北陸銀行・富山銀行・北國銀行・富山第一銀行・新湊信用金庫・いみず野農業協同組合・富山信用金庫
高岡信用金庫・北陸労働金庫・東日本信用漁業協同組合連合会・富山県信用組合・ゆうちょ銀行

■私立認定こども園及び事業所内保育施設

- ・各施設に納入となります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

■市外公立保育園

- ・入園決定後に入園先の市から案内があります。

保育料の無償化（0歳児～2歳児クラス）

- ・第2子以降児童[※]の保育料を無料化
射水市内の第2子以降の児童の保育料が無料になります。生計を一にする子で、保護者と異なる住民基本台帳に記載されている場合は、「保育料軽減申請書」の提出が必要です。
※ 「第2子以降児童」とは、出生順位第2位以降の児童で生計を一にする世帯に2人以上の子が属する場合をいいます。対象施設は保育所、認定こども園、事業所内保育施設です。（市外施設を含む）

保育料の無償化（3歳児～5歳児クラス）

- ・令和元年10月1日から、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）の保育園等を利用する児童の保育料が無償化されました。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の児童も無償化の対象となります。
- ・実費にかかる経費（副食費・教材費・行事費など）及び延長保育料は無償化の対象外です。
※ 副食費は、年収約360万円未満世帯の児童及び第3子以降の児童については免除又は減免されます。

令和7年度 射水市3号認定保育料徴収基準額表

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分	3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,500	4,400
第3-2	市町村民税所得割額24,300円未満	5,500	5,400
第3-3	市町村民税所得割額24,300円以上48,600円未満	6,500	6,350
第4-1	市町村民税所得割額48,600円以上57,700円未満	8,000	7,850
	市町村民税所得割額57,700円以上59,000円未満	16,000	15,700
第4-2	市町村民税所得割額59,000円以上79,000円未満	17,000	16,700
第4-3	市町村民税所得割額79,000円以上97,000円未満	22,000	21,600
第5-1	市町村民税所得割額97,000円以上115,000円未満	26,000	25,500
第5-2	市町村民税所得割額115,000円以上133,000円未満	29,000	28,500
第5-3	市町村民税所得割額133,000円以上151,000円未満	31,000	30,400
第5-4	市町村民税所得割額151,000円以上169,000円未満	33,000	32,400
第6-1	市町村民税所得割額169,000円以上187,000円未満	36,000	35,300
第6-2	市町村民税所得割額187,000円以上244,000円未満	38,000	37,300
第6-3	市町村民税所得割額244,000円以上301,000円未満	40,000	39,300
第7-1	市町村民税所得割額301,000円以上334,000円未満	42,000	41,200
第7-2	市町村民税所得割額334,000円以上397,000円未満	44,000	43,200
第8	市町村民税所得割額397,000円以上	46,000	45,200

備考

- 1 この表において「3号認定(3歳未満児)」とは、保育の実施を受けた日の属する年度の初日に3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても、年度途中に限り3歳未満児とみなします。年度の初日に3歳に達している児童の保育料は無償となります。
- 2 保育料の算定については、入園児童と生計を同一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額を合算した金額で決定します。
- 3 令和7年4月分から令和7年8月分までの保育料については令和6年度市町村民税額をもとに算定し、令和7年9月分から令和8年3月分までの保育料については令和7年度市町村民税額をもとに算定します。
税額控除は、調整控除及び税額調整措置を除き、反映しません。(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。)このため、実際の納税額と保育料の決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 4 生計を同一にする世帯に現に2人以上の子がいる場合において、戸籍上第2子以降の児童(養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。)が入園しているときは、当該児童の保育料は無料となります。ただし、市長が必要と認めるときは、保護者と同一世帯の住民票に記載されている子を当該出生順位に加えることができますものとします。
- 5 生計を同一にする子であって、保護者と異なる住民票に記載されるものがある場合は、申請により、当該児童を出生順位に加えることができるものとします。
- 6 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が57,700円未満の場合において、保育料が半額となります。(表には軽減後の額を記載しています。)
- 7 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料は無料となります。
 - (1) ひとり親家庭等医療費受給世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

記入例

●施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書 (表)

施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書

射水市長 あて

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、市が教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 7 年 10 月 26 日

申請者(代表保護者)氏名 射水 一郎

利用児童	氏名	フリガナ イミズ ユメ	生年月日	年齢	性別	何番目児童
	射水 夢	令和 7 年 3 月 20 日	令和8年4月1日現在 1 歳	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	2 番目	
住所及び連絡先	(〒 939-0234) 射水市 新開発410番地1	(090) 1234 - 5678	父	(080) 1234 - 5678	母 <input checked="" type="radio"/>	
	現住所 ※転入予定の方	(〒 -)				
利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日	～	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学始期まで		
利用を希望する施設名	第1希望	〇〇保育園	第3希望	<input type="checkbox"/> 〇〇保育園		
	第2希望	△△保育園	第4希望以降	無 <input checked="" type="radio"/> 有の場合、裏面に記載してください		
【該当者のみ】下記項目に <input checked="" type="checkbox"/> をした場合のみ、利用調整の優先順位が下がります。 ※ 許容できる場合、育児休業延長の許容に関する申出書を提出してください。						
保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育園等において保育の利用を希望			→以降の項目①～⑤をすべて記入してください。	
	<input type="radio"/> 無	幼稚園等の利用を希望			→以降の項目①について記入してください。	

①利用児童の家庭の状況 ※ 世帯分離や二世帯住居、市内外に住民票を別にして「生計を一にする家族」も記入してください。

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	同居別居	職業・勤務先・学校名等	令和7年1月1日 現在の住所地	令和8年1月1日 現在の住所地(予定地)
利用児童の世帯員	射水 一郎	父	H元・6・8	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	自営 下村食品	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他()	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他()
	射水 好美	母	H4・11・14	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	会社員	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他()	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他()
	射水 希望	姉	R3・8・9	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	〇〇保育園		
	射水 良夫	祖父	S36・10・5	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	無職		
	射水 良子	祖母	S39・7・25	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	パート・新湊食堂		
生活保護の適用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 : 年 月 日保護開始						
同居の在宅障がい者(児)の状況	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者手帳の保有者・ <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当対象児童・ <input type="checkbox"/> 障害基礎年金等の受給者 利用児童との続柄(祖父) 氏名(射水 良夫)						
ひとり親家庭等医療費支給資格状況	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 申請中 ・ <input type="checkbox"/> 有 : 年 月 日から						
父又は母の欄に記入がない場合	<input type="checkbox"/> 死別・ <input type="checkbox"/> 離婚・ <input type="checkbox"/> 未婚・ <input type="checkbox"/> その他 ()						

※ 配偶者や同居家族であっても提出者が申請者以外の場合は委任状が必要です。申請を委任する場合、下記はすべて委任者が記入してください。

委任状

令和 7 年 10 月 26 日

委任者 (申請者)	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 利用児童と同じ <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	射水 一郎
代理人	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 利用児童と同じ <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	射水 好美

私は、下記の者を代理人と定め、本手続き等に関することについて委任します。

射水市内の園に入所中で他園への転園を希望する場合は「転園」、それ以外は「新規」に○をつけてください

新規 転園

受付印

優先して電話した方がよい連絡先に○をつけてください

申請時点で射水市外に住民票がある場合には、現住所を記載してください。射水市への転入前は、この欄に記載の連絡先へ案内を送付します。

入園を希望する施設名を希望順に記入してください。第4希望以降がある場合は裏面にご記入ください。

※本ページ下段の「利用を希望する施設名の記載上の注意事項」の内容もご確認ください。

申請時に「育児休業の延長を許容できる」との申し出がある場合、利用調整において調整指数を大幅に減点します。

申し出をする場合、申請書にを記入し、別紙「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出してください。申出書様式記載の注意事項も確認ください

児童と生計を一にする家族全員について、職業、勤務先学校名等を記入してください。

保育料等の算定に必要となりますので令和6年及び令和7年1月1日現在住民登録のある市町村名を記入してください。

保育料算定にかかわるので、必ず記入してください。添付書類は必要ありません。

父母又は母の欄に記入がない場合は、理由を記入してください

申請者(代表保護者)氏名と提出者が違う場合は、委任状が必要です。委任状は、委任者が記入してください

【重要】 利用を希望する施設名の記載上の注意事項 (表面・裏面共通)

15 ページの保育園、認定こども園(保育園部)、事業所内保育施設(地域枠)の中から、利用を希望する施設名を希望順にすべて記入してください。申請書に記入されていない園への入園決定はできません。

兄弟姉妹での同時入園を希望する場合は、施設の希望順は統一してください。

入園希望のあった園に入園決定できる場合には入園ができなかった旨の通知を発行することはできません。

射水市外の園への広域入所を希望する場合には、6 ページの注意事項をご確認の上、希望する射水市外の園名を記載して提出してください。射水市内の園と射水市外の園を同時に申請することはできません。

●施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書 (裏)

②保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由			
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他() (備考)	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学) (備考)	<input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ) (備考)	<input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他() (備考)	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学) (備考)	<input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ) (備考)	<input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ)
希望する利用時間認定	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 (利用時間 施設の定める11時間) <input type="checkbox"/> 保育短時間認定 (利用時間 施設の定める8時間)		※市記入欄 <input type="checkbox"/> 職場復帰前月からの入所が初月のみ短時間となる場合 短時間 → 標準 / 年 月 日 ~		
現在の保育状況	1 父母 2 祖父母 3 知人 4 親戚	6~8の利用施設名	射水子育て支援会社		
	5 職場同伴 6 認可保育園等	利用期間	令和 7 年 10 月 ~		
	<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 8 幼稚園	利用時間	9 時 00 分 ~ 16 時 00 分		

家庭で保育できない理由(保育の必要性)を選択し、記入してください。保育の必要性の認定基準は、2ページをご覧ください

就労時間が120時間未満の場合や求職活動による入園の場合は、保育短時間認定となります。

現在の保育状況を記入してください。6~8の場合は、利用施設名、利用期間及び利用時間を記入してください。

③別居の祖父母の状況 ※同居の場合は①に記入してください。

氏名		年齢	具体的な状況	
父	祖父	歳	住所:	連絡先:
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他()	
方	祖母	歳	住所:	連絡先:
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他()	
母	祖父	歳	住所:	連絡先:
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他()	
方	祖母	55 歳	住所: 射水市中村38番地	連絡先: 0766-12-3456
			<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他()	

別居の祖父母について記入してください。同居祖父母は表面の利用児童の家庭の状況に記入してください。

④申請時点における今後の出産予定

妊娠の有無	(有の場合) 出産予定日
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	年 月 日

※有の場合、出産予定日のわかる資料の写しをご提出ください(母子手帳等)
※新規入園月が産前・産後の時期と重なる場合、申請事由は「妊娠・出産」となります。

⑤兄弟姉妹(未就学児)の同時申し込み状況 (該当がない場合は記入不要です)

同時申請の兄弟姉妹の氏名	生年月日	状況
射水 希望	令和3年 8 月 9 日	<input type="checkbox"/> 新規(2-3号) <input checked="" type="checkbox"/> 転園(利用中の園名: △△保育園)) <input type="checkbox"/> 1号→2号 <input type="checkbox"/> その他()
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 新規(2-3号) <input type="checkbox"/> 転園(利用中の園名:)) <input type="checkbox"/> 1号→2号 <input type="checkbox"/> その他()

兄弟姉妹での同時申し込みの場合一緒に申し込んでいる児童名をすべて記入してください。

入園調整の参考としますので、13ページの例を参考に、設問①、設問②に回答してください。

【※重要】「保育園入園手続きのご案内」の兄弟姉妹同時に利用申込を行う場合をご確認のうえ、ご回答ください。

【設問①】入園調整の結果、第一希望の園に兄弟姉妹で一緒に入園することができない場合の希望について、いずれかを選択してください。

ア 同一園のみ希望	<input type="checkbox"/>	兄弟姉妹で同時に入園可能な園のうち、最も希望順位の高い園へ入園する。 兄弟姉妹で同時に入園可能な園がない場合、別々の園であれば入園可能であっても入園を希望しない。
イ 別園可能(同一園優先)	<input checked="" type="checkbox"/>	兄弟姉妹で同時に入園可能な園のうち、最も希望順位の高い園へ入園する。 兄弟姉妹で同時に入園可能な園がない場合、別々の園になってもよいので入園したい。
ウ 別園可能(希望順位優先)	<input type="checkbox"/>	各児童がそれぞれに入園可能な最も希望順位の高い園へ入園する。 同じ園の利用よりも希望順位を優先して調整してほしい。

オ 同時入園以外可能(ひとりだけでも入園させる)を選択する場合、入所できない児童の預け先(予定)を記載してください。

【設問②】入園調整の結果、兄弟姉妹のいずれかがどの保育所等にも入園できない場合の希望について、いずれかを選択してください。

エ 同時入園のみ希望	<input type="checkbox"/>	兄弟姉妹のいずれかがどの保育所等にも入園できない場合、入園可能な兄弟姉妹も入園しない。
オ 同時入園以外可能(ひとりだけでも入園させたい)	<input type="checkbox"/>	どの子が入園可能となっても、入園可能な子は先に入園させたい。
	<input checked="" type="checkbox"/>	上の子(※)が入園可能な場合のみ先に入園させたい。 ※同時に申込している兄弟姉妹の中で一番年上の児童
	<input type="checkbox"/>	下の子(※)が入園可能な場合のみ先に入園させたい。 ※同時に申込している兄弟姉妹の中で一番年下の児童
※いずれかにチェックし、入所できない児童の預け先についても予定をご記入ください	<input type="checkbox"/> 1号認定(幼稚園) <input type="checkbox"/> 認可外施設 <input type="checkbox"/> 祖父母・親族等 <input type="checkbox"/> その他()	入所できない児童の預け先

【第4希望以降がある場合はこちらに記載してください】

※入園希望のない園には入園決定できません。また入園希望のあった園に入園決定できる場合には、入園ができなかった旨の通知を発行することはできません。

第4希望	●●保育園	第8希望	
第5希望	◎◎保育園	第9希望	
第6希望		第10希望	
第7希望		※第11希望以降がある場合、別紙や余白にご記入ください。	

第4希望以降の園がある場合には、記入してください。

第11希望以降がある場合、申請書余白又は任意の別紙に希望順がわかるように記載して申請書と一緒に提出してください。

《参考》生年月日による入園児童年齢確認

入園児童年齢	生 年 月 日 年号	生 年 月 日 西暦
0 歳	令和 7 年 4 月 2 日 ~	2025 年 4 月 2 日 ~
1 歳	令和 6 年 4 月 2 日 ~ 令和 7 年 4 月 1 日	2024 年 4 月 2 日 ~ 2025 年 4 月 1 日
2 歳	令和 5 年 4 月 2 日 ~ 令和 6 年 4 月 1 日	2023 年 4 月 2 日 ~ 2024 年 4 月 1 日
3 歳	令和 4 年 4 月 2 日 ~ 令和 5 年 4 月 1 日	2022 年 4 月 2 日 ~ 2023 年 4 月 1 日
4 歳	令和 3 年 4 月 2 日 ~ 令和 4 年 4 月 1 日	2021 年 4 月 2 日 ~ 2022 年 4 月 1 日
5 歳	令和 2 年 4 月 2 日 ~ 令和 3 年 4 月 1 日	2020 年 4 月 2 日 ~ 2021 年 4 月 1 日

●兄弟姉妹同時に利用申し込みを行う場合

利用申込書の裏面「⑤兄弟姉妹（未就学児）の同時申し込み状況」の記入が必要となります。
記載内容は、入所選考に大きく影響しますので、慎重に検討のうえ、記入してください。

【設問①】に係る入所選考の例

【設問①】入園調整の結果、第一希望の園に兄弟姉妹で一緒に入園することができない場合の希望について、いずれかを選択してください。

ア 同一園のみ希望	<input type="checkbox"/>	・兄弟姉妹で同時に入園可能な園のうち、最も希望順位の高い園へ入園する。 ・兄弟姉妹で同時に入園可能な園がない場合、別々の園であれば入園可能であっても入園を希望しない。
イ 別園可能(同一園優先)	<input type="checkbox"/>	・兄弟姉妹で同時に入園可能な園のうち、最も希望順位の高い園へ入園する。 ・兄弟姉妹で同時に入園可能な園がない場合、別々の園になってもよいので入園したい。
ウ 別園可能(希望順位優先)	<input type="checkbox"/>	・各児童がそれぞれに入園可能な最も希望順位の高い園へ入園する。 ・同じ園の利用よりも希望順位を優先して調整してほしい。

例1 同時入園可能な園がある場合

希望園	児童1	児童2	備考	選考結果
第1希望	○	×	児童1が入園可能な最も希望順位が高い園	【設問①】で ア・イを選択した場合 児童1→第2希望園、児童2→第2希望園
第2希望	○	○	児童2が入園可能な最も希望順位が高い園 同時に入園可能な園のうち最も希望順位が高い園	
第3希望	×	○		【設問①】で ウを選択した場合 児童1→第1希望園、児童2→第2希望園
第4希望	○	○	同時に入園可能	

例2 同時入園可能な園がない場合

希望園	児童1	児童2	備考	選考結果
第1希望	○	×	児童1が入園可能な最も希望順位が高い園	【設問①】で アを選択した場合 児童1・児童2ともに入所決定できない
第2希望	○	×		
第3希望	×	○	児童2が入園可能な最も希望順位が高い園	【設問①】で イ・ウを選択した場合 児童1→第1希望園、児童2→第3希望園
第4希望	×	○		

【設問②】に係る入所選考の例

【設問②】入園調整の結果、兄弟姉妹のいずれかがどの保育所等にも入園できない場合の希望について、いずれかを選択してください。

工 同時入園のみ希望	<input type="checkbox"/>	・兄弟姉妹のいずれかがどの保育所等にも入園できない場合、入園可能な兄弟姉妹も入園しない。	
オ 同時入園以外可能 (ひとりだけでも入園させたい) ※いずれかにチェックし、 入所できない児童の預け先について も予定をご記入ください	<input type="checkbox"/>	・どの子が入園可能となっても、入園可能な子は先に入園させたい。	入所できない児童の預け先 <input type="checkbox"/> 1号認定(幼稚園) <input type="checkbox"/> 認可外施設 <input type="checkbox"/> 祖父母・親族等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/>	・上の子(※)が入園可能な場合のみ先に入園させたい。 <small>※同時に申込をしている兄弟姉妹の中で一番年上の児童</small>	
	<input type="checkbox"/>	・下の子(※)が入園可能な場合のみ先に入園させたい。 <small>※同時に申込をしている兄弟姉妹の中で一番年下の児童</small>	
	<input type="checkbox"/>	その他()	

例3 兄弟姉妹のいずれかがどの保育所等にも入園できない場合

この例において、児童1は希望園へ入園可能だが、児童2がどの園にも入園できない状況です

希望園	児童1	児童2	選考結果
第1希望	×	×	工を選択した場合 児童1・児童2ともに入所決定できない オを選択した場合
第2希望	○	×	児童1が選択肢の条件(上の子、下の子)に当てはまる場合 →児童1：第2希望園、児童2：入所できない
第3希望	○	×	児童1が選択肢の条件(上の子、下の子)に当てはまらない場合 →児童1・児童2ともに入所できない

●マイナンバー申告書

新規入園児童用

教育・保育給付認定申請書 添付書類

《記入上の注意》

① マイナンバー申告書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の必要書類としてマイナンバーを下記のとおり申告します。
 マイナンバー法の施行に伴いマイナンバーの申告について、記載漏れ等があった場合には住民基本台帳ネットワークからマイナンバーの確認について了解します。

記入日: 令和 7年 10月 25日

世帯の状況

※ 住民票上の世帯分離や学生等で市内外に別居している生計同一の扶養家族がある場合も記入してください。

続柄		氏名・生年月日	
② 利用児童の世帯員	入園児童 (フリガナ イニス ヌメ)	マイナンバー	
		射水 夢 R7年 3月 20日	
	12桁	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
	保護者	射水 一郎 H元年 6月 8日	
	父		
	12桁	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	保護者	射水 好美 H4年 11月 14日	
	母		
	12桁	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	祖父	射水 好男 S36年 10月 5日	
12桁	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		
祖母	射水 すき代 S39年 7月 25日		
12桁	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
姉	射水 希望 R元年 8月 9日		
12桁	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		

- ① 家族から2人以上の児童が同時に入園している場合もそれぞれ提出してください。
- ② 児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。家族のマイナンバーについては、申告者が確認され記入したことにより確認済とみなします。
- ③ 申告者の氏名と申請書一式の保護者の氏名は同一にしてください。

裏面

③ 申告者(保護者)氏名

申告者(保護者)氏名
 射水 一郎
 児童氏名
 射水 夢
 児童の生年月日
 R7年 3月 20日

申告したマイナンバーを利用し、射水市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報を閲覧することに同意します。

保育園等への入園手続の際は、マイナンバーの申告と本人確認が必要です。

マイナンバー法の施行に伴い、「教育・保育給付認定申請書」には、マイナンバーの申告が必要です。マイナンバーの申告については提出時期や場所によって提出方法が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

1 「1次申請期間内」に保育園等に申請書一式を提出する場合

「マイナンバー申告書」と下記添付書類(①(申告者)と②のコピー)を、園からお渡しした窓付封筒に入れ、封をした状態で、申請書一式と一緒に園へ提出してください。

※ 添付書類について、保護者(申請者)の確認(身元確認)と正しい番号であることの確認(マイナンバー確認)を行います。

2 「2次申請期間内」及び「随時申請期間」で子育て支援課に申請書一式を提出する場合

「マイナンバー申告書」と添付書類を、申請書一式と一緒に子育て支援課へお持ちください。

- (1) 保護者(=申告者)が申請書等を提出する場合
 (申請書を配偶者や祖父母等が提出する場合は「(2) 代理人が申請書等を提出する場合」を参照してください。)

下記の必要な添付書類に①(申告者)+②の確認書類をお持ちください(コピーする必要はありません。)

- (2) 代理人が申請書等を提出する場合

申請書に記載された「保護者」と、申請書を窓口で「提出される方」が異なる場合(配偶者や同一世帯の親族の場合であっても同様です。)下記の必要な添付書類の①(代理人)+②+③の確認書類をお持ちください(コピーする必要はありません。)

必要な添付書類		
①身元確認書類	②申告者のマイナンバー確認書類	③代理権確認書類
<p>【顔写真真身分証明証：以下の書類から1点で可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳(写真付) ・在留カード ・特別永住者証明書 等 <p>又は</p> <p>【身分証明証：以下の書類から2点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種医療保険の被保険者証 ・各種共済組合の組合員証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他官公署等から発行書類等 <p>①氏名、②生年月日又は住所の記載があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーが記載された住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ●委任代理人の場合 例：配偶者や児童の祖父母等が申請書を提出する場合 ・委任状 記入例11ページ(利用申込書の表面にあります。) ●法定代理人の場合 ・戸籍謄本その他その資格を証明する資料

保育施設等一覧

施設名	小学校区	住所	電話	現行定員	開園時間 (延長を含む)	受入年齢	特別保育サービス					
							延長保育	休日保育	一時預かり		病児保育	
									平日 (月～金)	土日 祝日		
●保育園・認定こども園（保育園部） ※認定こども園の定員は2・3号の人数 ※公=公立、私=私立、保=保育園、こ=認定こども園												
新湊地区												
放生津保育園	公保	新湊放生津	中新湊17-10	82-8011	100	7:00～19:00	6か月児～	○				
新湊うみいるこども園	私こ		庄川本町25-35	92-0606	100	7:00～20:00	2か月児～	○	○			
片口保育園	公保	片口	高場新町2-75	86-1392	170	7:00～19:00	6か月児～	○		○		
塚原保育園	公保	塚原	松木633	82-8016	130	7:00～19:00		○				
堀岡保育園	私保	堀岡	海竜町118-4	86-3751	90	7:00～20:00	2か月児～	○	○			
新湊つくりみちこども園	私こ	作道	殿村115	82-8787	170	7:00～20:00		○				
海老江こども園	私こ	東明	海老江1057	86-5050	100	7:00～20:00		○	○			
小杉地区												
金山保育園	公保	金山	青井谷8	56-1380	60	7:00～19:00	6か月児～	○				
大江保育園	公保	小杉	大江1464	55-0050	100	7:00～19:00		○				
小杉西部こども園	私こ		三ヶ933-1	55-3330	160	7:00～20:00	2か月児～	○				
小杉東部保育園	私こ		戸破2475	55-0426	128	7:00～20:00		○	○	○	○	
あおい幼稚園	私こ		戸破4401-1	55-1157	60	7:30～19:00	6か月児～	○				
千成保育園	公保	中太閤山	中太閤山11-2	56-1800	120	7:00～19:00		○				
杉の子保育園	私保		中太閤山11-4	56-5202	120	7:00～19:00	2か月児～	○		○	土のみ	
あいあい保育園	私こ		南太閤山17-1-1	56-4141	110	7:00～19:00	5か月児～	○				
第三あおい幼稚園	私こ	南太閤山12-22	56-6560	50	7:30～19:00	6か月児～	○					
太閤山あおい園	私こ	太閤山	太閤山8-4-2	56-1230	201	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○	
池多保育園	公保	歌の森	池多641	56-2841	60	7:00～19:00	6か月児～	○				
黒河保育園	私こ		黒河3107-6	56-3312	80	7:00～19:00	首がすわってから	○				
大門地区												
大門きらら保育園	公保	大門	中村111-1	52-1303	280	7:00～19:00	6か月児～	○		○		
水戸田保育園	私保		生源寺127-1	54-1311	120	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○	
☆大門わかば幼稚園	公こ		二口427-1	52-1021	59	7:00～18:00	1歳児～					
大島地区												
大島南部保育園	公保	大島	北野1494-2	52-0832	80	7:00～19:00	6か月児～	○				
大島つばさ保育園	私保		新開発380-1	51-6060	110	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○	
射水おおぞら保育園	私保		小島516-1	51-6262	280	7:00～20:00		○	○	○	○	○
下地区												
下村保育園	公保	下村	加茂中部817-1	59-2090	80	7:00～19:00	6か月児～	○				
●事業所内保育施設 ※入所手続の詳細については、従業員枠は施設に、地域枠は市にお問い合わせください。												
オレンジリー富山第1保育園 (㈱プレステージインターナショナル内)		黒河846-1	53-3010	49 (内地域枠19)	7:30～20:30	5か月児～ 2歳児	○	○				
木の子ハウス (真生会富山病院内)		下若89-10	52-2156	30 (内地域枠7)	7:30～20:30	生後57日～ 2歳児	○					

☆ 大門わかば幼稚園（保育園部）の土曜保育は大門きらら保育園での合同保育となります。

●企業主導型保育施設 ※入所手続の詳細については、施設に直接お問い合わせください。

オレンジリー富山第2保育園 (㈱プレステージインターナショナル内)	黒河846-1	53-3019	42 (内地域枠21)	7:30～20:30	5か月児～	○	○	○	○		
小杉ほたるの里保育園 (小杉カントリークラブ正門前)	浄土寺403	57-8023	19 (内地域枠9)	7:00～19:00	5か月児～ 2歳児	○	○	○	○		

※ 上記全施設の定員、開園時間及び受入年齢等の記載事項は、令和7年度の状況です。令和8年度に変更になる場合があります。